

平成26年1月

施設利用者 各位

独立行政法人日本スポーツ振興センター  
国立競技場長 武本 紀夫

消費税率引き上げに伴う施設利用料等の改定について（お知らせ）

平素より国立競技場代々木競技場フットサルコートをご利用いただき、誠にありがとうございます。

平成26年4月1日からの消費税率引き上げに伴い、以下のとおり、施設利用料を改定する予定です。

（1）改定予定日

平成26年4月1日

（2）改定の考え方

消費税の主旨に照らして、消費税率引上げ分を施設利用料に転嫁することを基本に改定率が108/105となる改定を行います。

なお、改定後の利用料の詳細については、現在調整中です。決まり次第ご案内いたします。

施設利用者の皆様には大変ご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。